

令和3年6月21日（月曜日）

南三陸町議会全員協議会

南三陸町議会全員協議会

令和3年6月21日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君
副	町	長	最	知	明

総務課長 及川 明君

総務課課長補佐 岩淵 武久君
兼総務法令係長

総務課上席主任幹 加藤 信男君
兼人事係長

農林水産課長 山内 長弘君

農林水産課農林業振興係長 阿部 大輔君

監査委員部局

代表監査委員 芳賀 長恒君

事務局長 男澤 知樹君

事務局職員出席者

事務局長 男澤 知樹

次長兼総務係長 高橋 伸彦
兼議事調査係長

主事 小野 真里

期日 令和3年6月21日(月)

場所 南三陸町役場3階会議室

次第

1 開会

2 挨拶

3 事件 南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案について

4 その他

5 閉会

南三陸町議会全員協議会の会議の概要

午後 1 時 28 分 開会

●議長（三浦清人君） それでは、ただいまより南三陸町議会全員協議会を開会いたします。

監査委員の方々には大変御苦労をおかけしました。随時監査、財政援助団体監査をしっかりととしていただきました。その報告書は皆さん方のお手元に配付したとおりであります。感謝を申し上げ、敬意を表したいと思っております。

今日は、この問題について皆さん方の忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

本日の全員協議会は、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案についてを議題とし、開催するものであります。

当該事案につきましては、4月9日に開催した全員協議会において、当局より事案の概要等について報告を受けております。また、その後、監査委員による監査が実施され、その結果が今月の4日、議長に提出され、皆様に配付したところであります。

本日の会議の進め方ですが、まず代表監査委員から監査結果の概要について説明をいただき、その後、当局からの配付資料の説明を受けた後、局長から4月9日の全員協議会の発言の概要について説明をいたさせます。その後、各委員から質疑を受けたいと思います。質疑は、前回当局から配付された資料及び監査結果報告の内容に関して並びにそれらに関連することについても受けたいと思います。

このように進めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（三浦清人君） なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。早速、会議に入ります。

それでは、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案についてを議題といたします。

本日は、説明員として代表監査委員、そして当局から町長、副町長、総務課長、

総務課長補佐兼総務法令係長、上席主幹兼人事係長、農林水産課長、農林業振興係長が出席しております。それでは、早速説明を受けます。

初めに、代表監査委員よりお願ひします。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 代表監査委員の監査結果の概要説明の前に、

私が監査を実施した件につきまして、御説明させていただきます。

令和3年度南三陸町議会6月会議（その2）の2ページをお開きください。

今回の監査は、随時監査、そして財政援助団体監査の2種類の監査を実施いたしております。

まず、随時監査につきまして御説明いたします。

2ページの中段、4と記載したところでございます。監査の対象でございますが、平成22年度から平成31年度の各年度分として交付した当該補助金の財務に関する事務、要は町の補助金交付の事務を監査の対象としたということが1点。

監査の着眼点といたしましては、事務処理は法令等に適合していたか、補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確であったか、補助金の額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正に行われていたか、補助事業は適切に実施されたことを確認していたか、そして補助団体に対する指導監督が適正に行われていたかといった点につきまして、5月10日から6月3日にかけて関係書類に基づいて一連の事務手続について調査するとともに、関係職員から事務処理状況等について聞き取りを行ったというものでございます。

7ページをお開きください。併せて実施いたしました財政援助団体監査の結果についてでございます。監査の対象は7ページの中段に記載しておりますが、平成22年度から平成31年度の各年度分として受領した南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費の出納その他の事務に関してでございます。

今回の財政援助団体監査の対象は6番に書いておりますが、南三陸町有害動植物等対策協議会であります。

監査の方法といたしましては、関係書類に基づいて一連の事務手続について調査するとともに、南三陸町農林水産課職員及び宮城県農業共済組合迫支所職員から事務処理状況等について聞き取りを行ったというものでございます。

本件監査の着眼点につきましては、5番として記載させていただいておりますが、会計処理は適正に行われていたか、補助金の請求、受領は適正に行われてい

たか、補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正であるか、また領収書等の保管は適切であるか、事業実施に当たっての意思決定体制は確立されていたか、会計処理上の責任体制及び監査体制が確立されていたかといったことを着眼点として監査を行ったというものでございます。

監査結果の概要等につきましては、代表監査委員から説明させていただきます。

●議長（三浦清人君） 代表監査委員。

○代表監査委員（芳賀長恒君） 御苦労さまでございます。最初に、監査委員として一連のこの事案に関する経緯、経過をお話しさせていただければと思っております。

本件事案の事実を知った日が4月6日でございまして、議長室におきまして議長、それから局長、そして高橋次長の4人で南三陸町有害動植物等対策協議会の通帳を保持し、2011年8月から2020年4月まで65回にわたり約1,600万円の不正流用が発覚しましたという報告を受けたのがまず最初でございました。

翌日のことですが、この協議会の定期監査を我々監査委員として10年間に3回、実施させていただいたという記憶がございまして、1回目は首藤さんが監査委員だったと。私になってからは2回やっています。局長に対しては、その指摘事項に対する担当課としての回答について改めて調べてほしいというような話をさせていただきました。

そして、4月9日には議会全員協議会の内容をスマホで拝聴させていただきました。

それから、4月19日、総務課総務法令係から全職員に対して約4ページにわたる補助金等交付規則に基づく事務の適正な執行についてという文書が改めて発出をされたということも確認をさせていただきました。

それから、翌4月20日でございますが、この事案発生を受け、監査委員として取り得るこれからの対応について、事務局長と高橋次長と協議をさせていただきました。

そして、4月23日、監査委員2名で今後の対応について協議をさせていただきました。それで、10年分のうち、あと残っている7年分について随時監査を行うということになるわけでございますが、監査委員として我々に与えられた監査資源というものには限りがございます。一つは時間、一つはお金、そしてもう

一つは人です。ということですから、残り 7 年分に関しましては、当然のことながら当該所管課に対して自らのそういう再発防止という意味で、自ら書類をもう 1 回見直してほしいということを申し上げ、そして監査委員 2 名でもって町長宛てに、副町長そして総務課長に対し、文書をお渡しさせていただいたということでございます。

そして、5月18日、調査を依頼した関係書類の提出を受け、随時監査、財政援助団体に対する監査の質疑等々を改めて確認させていただいたということでございます。

そして、5月21日に、あらかじめしたためた約 12 件の質疑事項について農林水産課に対し随時監査を実施させていただきました。

それから、5月26日には財政援助団体監査ということで、宮城県農業共済組合迫支所の元参事、それから迫支所長、そして総務課長に、あらかじめ 14 件の質疑事項をお渡しさせていただいていたので、それらについて監査を実施させていただきました。

それから、2日後に元参事のほうからの求めに応じて、再度、小一時間協議をさせていただいたということでございます。

そして、6月1日から始まった議会の間に、我々監査委員として監査をした 2 つの監査結果を文書にまとめさせていただいたということでございます。提出は 6 月 4 日です。その前日でございますが、今回のこの事案はやはり非違事象だという捉え方をしたということ。それから、もう一つはやはりただの報告という形ではこれはいかないだろうというような思いがあったということでございまして、そういう意味で地方自治法が昨年 2 月 5 日に法律第 2 号ということで監査委員に関する改正もございました。自治法の第 199 条第 11 項の中に、必要な措置を講ずべきということがあった場合には勧告することができるという形になりました。それを基に、本町の監査基準も令和 2 年の 3 月に改正されまして、本町の監査基準には第 14 条第 2 項にそういうような文言が盛り込まれたということです。読ませていただきます。「第 14 条第 2 項、監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる」ということになりましたので、今回は勧告というような表現

でもって結びに書かせていただいたということでございます。

随時監査の結び、それから財政援助団体監査に関する結びということで、そのように報告をさせていただきました。とくとお読みいただいたかと思います。

今回の不祥事案の発生についてでございますが、南三陸町民の震災からの復旧・復興と新しい町への期待、住み続けてよかったと思われる最大公約数的な行政への信頼を失墜するような重大な非違事象だという判断をさせていただきました。皆さん方、とくと御存じだと思いますが、法令等にあらがうというのが非違という言葉になると存じます。

南三陸町の補助金等交付規則第10条第1項に、「補助事業者等は、法令、条例及び規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく町長の处分に従い善良な管理者の注意をもって、補助事業等を行わなければならない」とあります。これがいわゆる善管注意義務ということでございまして、これは何も地方公共団体だけじゃなく会社法でやられている組織全てについても同じ善管注意義務をもってというふうな表現がございます。

したがって、職員の皆さん方は、決められたルール、手続として法令、規則、規定、それから要綱、要領等を肅々と遵守し、行政事務の執行に当たらなければなりません。これがいわゆる内部統制ということでございます。問題は、この内部統制が適切であったのかということで疑問を感じました。

内部統制とは、財務等に関する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われているかというように定義されておりますが、残念ながら機能はしていないんじゃないでしょうかという思いです。不適切な運用であって、また内部牽制でございます。牽制というのは、職務権限及び職務分掌による相互牽制でございます。係員から農林課職員、係長、課長までの書類の回覧に6人から9人というような押印が見られます。いわゆる日常業務の中で誤りや不正をチェックし防止できる機能を果たすことに欠落があったと思われません。いわゆるこれはガバナンスの問題だろうと思います。

そして、我々監査委員2人が、職員の皆さん方がこれら法令、規程、規約、要綱、要領に違反をした事務手続や設定はないということでございます。つまり、運用の二重基準、ダブルスタンダードはないということです。

ちなみに、近いことでお話ししますと、先週18日、令和2年度工事関係書類、

総務課はじめ建設課、8課、100万円以上の工事をした、そういう契約の内容がまさに今言った法令、定款、規約、それから要綱、要領に合致しているかという監査をさせていただきましたが、令和2年度で100万円以上の事業というのは153件です。そのうち、抽出し監査したのは15件です。これがいわゆるさっき言った我々に与えられた監査資源、時間とお金と人です。15件の割合というのは抽出率にすると9.8%です。僅か9.8%。これが私が言っている性善説だと。やっているんだよねと。だからそれだけピックアップしてやりましょうということですが、残念ながらそういう形での結果ということでございました。

それから、もう一つ、農済さんのことですが、ちょっと10ページの結びというところをご覧いただきたいのですが、全ては読みませんが、今回の監査におきまして特記しなければならないのは、当該団体から提出された当該補助金に関する書類の多くが存在であったと、つまりなかったということです。よろしいですか。結果、つまり書類に基づく客観的な調査については、十分に行なうことはできませんでしたということです。

したがって、農済さんの監査と時期を同じくして実施した随時監査、本町の農林水産課でございますが、それに求めた書類から当該団体が町に提出した補助金関係書類を調査するとともに、当該団体が事務局を置く農済さんの職員からの聞き取りを丁寧に実施するなど、先ほど14項目と申し上げた、そういう進め方になったということでございます。

結果、書類に基づいた不適正な出納事務に関する指摘はほぼ行なうことができなかつたものの、随時監査書類及び関係者から聞き取った当該団体の震災発生以降の状況を確認した結果として、今回の監査において重視すべき点であると考えた当該団体が町の補助金を受領するに際しての適格性の有無及び会計処理が適正、適切に行なわれていたかについて、可能な限りの監査は行われたものだと思っているところでございます。

重ねて申し上げますが、当該団体から町に提出された補助金申請書類の調査及び通帳原本の記帳内容の確認、そして本町の農林水産課の職員、そして宮城県農業共済組合支所の職員からの聞き取り調査から見ても、当該団体において長年にわたり当該補助金に不適正、不適切な事務が取り続けられたということ、またそれを指摘し得る組織体制になつていなかつたということは言えるのではないか

と思っております。

実際に、先ほど申し上げたとおり過去に3度、当該団体に対して補助金に関する監査を実施しておりますが、なお今回、不正流用事案が発生したことで慚愧に堪えずということで誠に遺憾であるというほかはございません。

そして、当時、参事だった人とお話をさせていただきました。結果的に、今回の不祥事案に関して責任はないとのことで道義的な責任はあると思いますというようなことです。ただただ本人が1人でやったことということでございまして、いささか私も驚いたということでございます。

そして、最後に、こういうお話をさせていただきました。不正の兆候は必ずあったはずだという話をさせていただきました。まず、変なうわさは聞きませんでしたかと。それから、この頃、身の羽ぶりはどうだったかというようなこと。それから、ちょっと贅沢なお金の持ち出しとか、服も含めて、そういう派手な対応という形でのそういうような面影はなかったでしょうかということです。あわせて、それ以上のことも含めて大体8つぐらいあったかと思いますが、ことごとく否定されました。そういう兆候は見抜けませんでしたと。

じゃあ、どういう形でお仕事なさっているんですかということですが、支所長がいて、そして2つの課があってワンフロアだと。例えば、携帯に入れば分からぬけれども、固定電話に町からのやり取りだって何か電話の応対もどういうことなのかという、それすらなかったのかと言ったら、それもありません。そういうことでありますて、残念ながら我々は司法権もなにもあるわけではございませんので、あらかじめ14項目出したそれに対する返答もこの文書に書かせていただいたとおりです。口頭で今言った不正の兆候がなかったのかということに対しても、そういうことでございました。

あとは、とくと結びを御覧いただいたかと思いますので、私からはそういうお話をさせていただいたということでございますが、勧告を受けたということで措置を講ずる必要があるということに関しては、事務局長から事務の流れというところで話していただければと思います。

●議長（三浦清人君）　局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君）　勧告という文言を、代表監査委員、そして議会選出監査委員の意を受けて、このような文脈でという指示を受けて作成しまし

た。原案を確認していただきて、また返して、また直して、また確認という繰り返しの最後の最後に、勧告という文言を入れるべきだというのが2人の監査委員の合議であり、最後に勧告という文言を入れたという経緯であります。過去に多分ないのだろうけれども今回は入れるべきだというのが監査委員の合議でございました。

当局にはその旨を、そして当該団体にもその旨を伝えております。本日現在、勧告に対する回答はまだ監査委員には来ておりません。が、当然ながら勧告の内容をとくと吟味した上で今後回答が来るものと思っております。

回答が来た後の対応でございますが、監査委員は、勧告した内容の回答を議長、そして町長に対して報告いたします。その報告の内容は、議長が本会議で諸般の報告ということで皆様に報告されるというのが流れでございます。

●議長（三浦清人君） 次に、当局のほうから説明願います。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 改めて、本事案が生じましたことについておわびを申し上げたいと思います。監査委員からは勧告という言葉で監査報告が示されていますが、町といたしましても、内部統制を高める行為につきましては肅々と進めております。ただ、ものをつくってまだ施行していない部分もありまして、今後、全職員に対して縦割といいますか、組織割での研修等を進めていく予定になっておりますので、そういう部分が固まりましたら、文書でお示ししたいと思います。最初に、1ページをお開き願いたいと思います。

今回の不正流用事案に対する内部の事務調査委員会を設置したところでございます。

1ページ目はその設置規定となっておりますが、第1条で設置の意義を記載しております。不正流用事案に係る町の事務に関し、調査・審議するための組織であるというものでございます。

第2条になります。組織につきましては、委員会は委員長及び委員7名をもつて組織するということ。全8名ということで、2ページ目に委員の名簿をつけさせていただいております。

所掌事項につきましては、第4条となります。町の事務に関し調査するほか、町長の命により、南三陸町職員分限懲戒審査委員会規程第2条第1項各号に掲げる事項に関し、調査・審議するというものでございまして、職員分限懲戒審査委

員会の第2条第1項につきましては、地方公務員法の規定による懲戒に関する事項、訓告などに関する事項、そういうものを審議することになってございます。組織につきましては、既に立ち上がってございますが、先週の金曜日、第1回目の委員会を開催したところでございます。

そのほか、3ページ以降の有害動植物等対策協議会につきましては、農林水産課長のほうから御説明申し上げます。

●議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 南三陸町有害動植物等対策協議会規約及び委員名簿について説明させていただきたいと思います。

令和3年5月14日に、令和3年度の南三陸町有害動植物等対策協議会の定期総会を開催してございます。審議事項として規約の改正を行い、承認されているところでございます。3ページに改正後の規約がございます。改正前の規約につきましては、令和3年4月9日の南三陸町議会全員協議会資料の30ページから記載してございます。

改正点について御説明申し上げます。

第1条と第2条の「設置」と「実施体制」を「名称」と「目的」として整理し、林業被害への対策も含め、「農林産物」と文言を変更してございます。

第4条構成について、団体等の構成を見直し、充て職から構成団体それぞれから選出された委員をもって組織する形に変更してございます。

第5条及び第6条の役員の選考方法及び任期等については、変更ございません。

第9条第2項に、総会の成立要件を追加してございます。

第14条に、議決の要件、会議録の作成について、こちらも追加してございます。

第16条に、その他会議として必要に応じ実務者会議等の会議を開催できることも追加してございます。

第19条庶務については、農林水産課において処理する旨を追加してございます。

改正点につきましては以上となります、事務の適正化を徹底するため、新たに会計、事務、文書取扱いなどの処理規程を定めることで、総会で同意をいただいているところでございます。

次に、規約第4条の構成団体から選任された委員につきましては、6ページのとおりでございます。6ページの備考欄に規約第5条の役員が掲載されてございますけれども、総会時に委員の中から選考委員を設け、候補者の選出を行い決定されております。以上で説明を終わります。

●議長（三浦清人君）　局長。

○議会事務局長（男澤知樹君）　4月9日に開催された全員協議会における発言概要というペーパーをお手元に御用意願います。かいつまんで振り返りをさせていただきます。まず、1ページ目でございます。総務課長から、発覚に至った経緯の説明がありました。昨年9月に農林水産課の職員から農済迫支所の職員に対して、補助金の使途についてより明確化されたいという連絡を行ったと。12月にも同様の求めの後、それ以降、農済さんにおいて確認・調査が進められたと。そして、3月16日に農済の調査に対し、本人が不正流用を認めたということ。そして、農済の調査結果に基づく事案の概要、迫支所50歳男性、平成23年8月から昨年4月まで65回にわたり約1,600万円を不正に流用したとの報告を受けていますという説明が総務課長からございました。

2ページ目を御覧ください。総務課長から、補助金の交付先は南三陸町有害動植物等対策協議会、そして協議会のこれまでの代表（会長）につきましては資料に記載のとおりだということ、そして補助金の状況としては町から総額で1,860万円という金額の補助金がという説明がございました。

2ページ目の一番下の部分です。同様に総務課長の発言でございます。町としては、現段階として補助金を交付している協議会との関係性や対応をどのようにすべきかなどといったことについて、警察並びに顧問弁護士と相談しているところであるという旨の発言がございました。そして、高橋兼次議員からはその流れといいますか、今後どう対応するかについての目星はいつ頃になるのかといった質問がございました。

また、高橋議員から補助先と補助元が同一というのをどう思うかといった質問がございました。総務課長からは、補助金の交付などといった手続の根拠そのものに違法性はないと考えているという答弁がございました。

そして、高橋議員からは町が交付している補助金全般について調査の必要があるのではないかという質問がございました。総務課長からは、補助金が公金であ

る以上、今後における厳密な調査などが求められていると考えているという答弁、そして、他の補助金についても改めて調査しなければならないと思っているという答弁がございました。

千葉議員からは、通帳の監査を町はしなかったのか、そして、なぜ10年間も分からなかったのか、その理由をという質問がございました。農林水産課長からは、平成29年度に臨時総会を開催したというところしか見当たらないという話、補助金の交付については実績報告でまず毎年やっていたということ、監査は本来総会の席上でやらなくてはいけないんだけれどもという答弁がございました。

また、補助金の交付申請やその添付書類、実績報告書における使途の内容については、ほぼ体裁は整っていた。農済が事務局を担い、その内部手続を終えていると認めるに足る内容であったため見抜くことはできなかつたものと考えているという答弁がございました。

5ページ目の中段でございます。責任はどこにあるのか、町にあるのか責任はという議長の発言でございます。総務課長からは、今後において厳格な調査をやっていかなければならないというような状況にあるという答弁がございました。

6ページ目の上から5行目でございます。町長はこの問題をどのように捉えていますかという質問でございました。町長の答弁といたしましては、この問題については司直の手も借りなければなければならないという問題でありますので、軽々にここで発言ということは控えさせていただきますという答弁がございました。

及川議員からは、平成23年から平成28年までは担当課長が協議会の会長を務めておりましたが、平成29年1月31日から町長になったその経緯をということでございました。農林水産課長からは、そもそも課長職は補助金の額の確定について専決権を有している以上、同じ者が相手方の代表を務めるということは適当でないと考えたという答弁がございました。

7ページ目でございます。及川議員から、実績報告は監査委員がいつの時点で監査しているのかという質問。農林水産課長からは、監査の関係につきましては総会を開催していなかった。本来であれば、総会の席上で監査報告等々を行っていただくという流れになっていますという答弁がございました。

更問といたしまして、町の監査委員がどの程度確認しているのかということで

すという質問がございました。これに対して議長が私から言いますということで、実績報告、監査はやっている。その中身の監査はこの協議会の監事がやることであって町の監査委員がやるものではないということですという発言がございました。

8ページ目です。今野議員の質問です。全額流用されたのかという質問がございました。総務課長からは、全てということではないのだろうと思いますという答弁がございました。なお、幾らかという部分についてはこれから様々な手続を踏んだ上で確定されていくものと思いますといった答弁がございました。

倉橋議員からは、交付した補助金の総額が1,860万円だということなのですが、返してもらわないといけないのではないかという質問、返還請求ができるのかどうかお聞きしたいという質問がございました。総務課長からは、関係性も踏まえて現在顧問弁護士と相談しているのでまだ明確な回答はいたしかねますと、非常に関係性がややこしい状態でございまして、そこを整理した上で対処を考えていきたいと思いますという答弁がございました。

9ページでございます。及川議員から、特別委員会に付託などをしてはいかがかという発言がございました。議長からは、皆さんと検討していきたいという発言。そして、議長から、立入りはしなかったんですね、立入りはしなかったという発言、そして事業の国からの補助というのがあるのかという質問がございまして、農林水産課長から、あくまで町の単費ですという発言がございました。

最後、10ページでございます。これも議長です。もう一つという部分で、農済に対して事務局委任契約をされていないことについて疑問があるという発言がございました。総務課長からは、事務局の委任については規約で定めているということですという答弁がございました。

私からは、以上です。

●議長（三浦清人君） これより皆さんからの御意見を伺います。及川議員。

●7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。この事案については、刑事告訴、警察のほうにはどのような手続きを取っているのかお伺いいたします。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現時点といたしましては、告訴ということではなくて被害届ということで警察と調整しているところでございます。警察署には関係書

類を既に提出いたしまして現在調整中というところで、見通しを言えば、今月中には被害届を提出したいと考えてございます。

●議長（三浦清人君） 及川議員。

●7番（及川幸子君） 顧問弁護士に相談しているということなんですかけれども、その内容は今後の動向なども話しをされているのか、そこまで至っているのか、どのように見据えているのか、分かっている範囲でお伺いいたします。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 直接顧問弁護士に相談している内容としましては、今、申し上げましたとおり、被害届を出すことでいいかとかそういった直近の相談をさせていただいております。その先については、どういう検査が入るか分かりませんので相談のしようもない状況ですので、手続上、不備がないように相談をしている状況でございます。

●議長（三浦清人君） よろしいですか。千葉伸孝議員。

●4番（千葉伸孝君） 先ほど監査委員のほうから話が出たんですが、こういった着服に至るまでの兆候が必ずあったはずだと、その辺もお聞きしたと。あとは、自分の身につけている物とかそういった自分のための物が、服装とかが派手になったとかそういった兆候とかを聞いたら、そういったものは感じなかったと。

私も思うんですが、やっぱり兆候というのがあると思うんです。今回、感じたのは、前々農林水産課長、そしてその後の前総務課長がその職に就いて、その後、佐藤仁町長が就いているんですが、その2回の会長が替わった時点で、そこで何とか発見することはできなかったのかと、その辺疑問に思っています。会長が替わるときに何か特別なことをしているのか。あとは、引継とかそういった部分もしっかりなされたのかと、そういった部分でも監査がないとかそういった部分がここの中で影響していると思います。

あと、先ほど及川議員が聞いたんですが、基本的には、町にとって、協議会にとって、そして町としての被害額というのが1,600万円となっていますが、その調査も大分進んでいると思うので、協議会の被害額、そして町としての被害額を教えてください。

そして、新聞報道でもあるんですが、志津川地区共済のほうで13万円の使い込みとか、あとは農業共済のほうでも着服があったと、あとは農協の共済組合から

も140万円ぐらいの着服があったと、そういった新聞報道の中ですが、こういった着服の経緯がありました。それも迫の、登米市の農業共済のほうでも見抜けなかった事実があるとは思うんですが、その辺、何とかそういったきっかけの時点で見抜くことというのはなかなか難しいのかなと。今、監査委員も言っていましたが、なかなかその辺は難しいんだという話ですが、会長が替わったときに、何か引継の段階で監査はどうなっているんだと、監査資料はどうなんだと、通帳はどうなんだと、幾ら2つの通帳を出してもどこかにやっぱりおかしい部分というのはあると思うんですけども、その辺というのはなかなか見つけられないものでしようか。お答えお願ひします。

●議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

着服の兆候等々については、ちょっとは全くもって知る由がなかったというような状況でございますし、会長が途中の年度で替わったということなんですけれども、記憶では平成29年の1月に開催した総会時に替わったと。ただ、そこでは規約改正と役員の変更のみといった総会しか開催されていなかつたということです。

町としての被害額というところにつきましては、以前もちょっと申し上げたかと思うんですけども、平成22年度から平成31年度まで積み上げまして1,860万円という内容となってございます。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今のをちょっと訂正させていただきます。

補助金の積み上げ額が1,860万円でございまして、実際に流用された額というのは1,608万円ほどという状況でございます。その流用額につきましては、私どもが調べるというよりは、これは先ほど言ったのは農済さんが調べたわけですが、今後、警察の捜査等によって明確になってくるのかなと思っております。

●議長（三浦清人君） 千葉議員。

●4番（千葉伸孝君） 町の被害総額と現実的な金額に随分乖離があると思うんですけども、その辺というのはしっかり調べていれば数字は出てくると思うんですが、その辺がなかなか、1,608万円ですか、そして被害額の最初が1,860万円。やっぱりこの金額の乖離というのがすごく気になるんですけども、この辺、も

う1回分かる範囲で答弁お願ひしたいと思います。

あと監査委員の話ですと、基本的には当該団体の内部監査が全く実施されていないと、全ての面で町の役目、その会長職、そして町の管理、これが全くなされていないというような説明に私は報告書から読み取ったんですけれども、平成23年というと大震災が起こりました。その後で復興事業が推進、そして加速していきました。そして、住宅再建、いろいろな事業が町の中で起こった中で、そして今現在コロナということで、幾ら町そして首長が忙しいからといって、こういったやるべきことをしなかったことが私は大問題だと思います。小さなまちの協会とか団体でも、全て監査とか総会というのは必ず毎年開いています。震災後も開いています。そういった中で、なぜというか、これから調査するんですけども、一番根本なのは、町の活動として調査、総会、そういった監査が行われなかつた理由というのがいまだに明確でないと。その辺もう一度、これこれこういうわけで開かれなかつたという、そういった明快な答えをお願いします。

あと監査委員の説明ですと、今般の不正事実には全く無関係とは言えないというのは、ここを読み取ったときに、町のこういったこれまで監査が行われなかつたとか発覚しなかつたということが、結局この職員の大きな責任と大きな罪に私は変わったんだと思います。前に、報道の中で南三陸町という当該職員の住所が記載されていたと思うが、こういった事案が発覚することによって、この町内に住む町民が大きな被害を逆に、監査とかそういったことがなかつたことによって、幾ら着服といつても町がしっかり監査していれば、2年目、3年目、4年でも早く見つかれば被害総額というのは少なくて済んだんじゃないかなと。そして、この被害総額に対しての罪の重さが私は出てくると思うんです。前に町長にも聞いたんですが、これを見逃したことによって南三陸町在住だったこの職員のすごい罪になってしまったのは、やっぱり町にも原因があるという監査委員の私は報告と読みましたが、その辺3点、もう一度答弁お願ひします。

●議長（三浦清人君） 千葉議員、町の監査という発言なんですが、町の監査委員のことですか、それとも協議会の中の監査のことなんですか。その辺はっきりとしてもらわないと。

●4番（千葉伸孝君） 監査に関してはこの協議会の監査ということで、それが行われなかつたと。そして、町の監査委員が今回の議会に出した書類に、当該職員

の責任という話の文面があったんですが、これは全く町には関係なくはないみたいな説明だったので、こういった感じです。監査は、あくまでも協議会の監査をしなかつたことによってこの問題がここまで大きくなつたと私は感じていますので、そういう監査…。

●議長（三浦清人君） 協議会の監査がしっかりしていなかつたために問題が起きたということでいいんですね。

●4番（千葉伸孝君） そうですね。そして、しなかつたことによつて、町の監査報告の中でこういった部分に町の非があつたという感じの説明を受けましたので、そういう内容です。

●議長（三浦清人君） 局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） まず、代表監査委員、監査委員は、いわゆる町長の傘下ではないと、独立した機関でございます。なので、監査委員がどういう監査をするかは、代表監査委員と議会選出監査委員の2人の合議で決まる以上でも以下でもないというのはまずお話をさせていただきます。

その上で、監査委員は、繰り返しになりますけれども、個別具体的な補助団体の監査を法令に基づいてやるとはなつております。あくまでも、今、千葉議員が質問されているのは協議会において立入りの検査、あるいは町が補助金を交付するに当たつての事務の中で留意すべき点を留意していれば防げたのではないかといった部分の御発言かと思います。それにつきまして、監査委員の報告書においては、もし検査あるいは事務においての慎重さがあつたとしたら、もう少し早くこの問題を気づけたのではないかと考えるところであると記載をされております。言い切つてはいるわけではございませんが、そういうふうに言わざるを得ないというような詠嘆のような書きぶりで報告書がまとめられているということは御理解いただきたいと思います。

●議長（三浦清人君） 千葉議員。

●4番（千葉伸孝君） さつき答えを求めたのは、当該協議会の監査について、町のほうでは理解している範囲でどういった形のことが行われたのか、それをしていないということですね。していなかつたということですね。それは大問題だと思うんです。町の責任はそこにあると思います。そして、着服した職員に関しても、先ほど話したように、これを長くすれば長くするほど罪の重さも長くなる。

それはやっぱり町にも責任があるし、町民がそういった対象になってしまったというの、私はすごく残念です。やっぱりそういった面では、町長は真摯にこれを受け止めて、いろいろこれまでもありましたが、なかなか真摯さに私は欠けると思いますので、その辺、今後も町長もしっかりとしていただきたい。あと半年過ぎました。その任期の中でしっかり最後まで任期4年間を通していただきたい。後にしこりを残さないような町政運営をお願いしたい。終わります。

●議長（三浦清人君） 倉橋議員。

●2番（倉橋誠司君） 先ほど警察への被害届の話がありましたけれども、また金額でも何かどっちなのかちょっとといろいろ質問なんかありましたけれども、要は、近々出す被害届に書く被害額というのは幾らになるのか。

それと、被害届ということなのでやっぱり加害者が明確に書かれると思います。加害者というのはこの個人なのか、それとも農済かどこになるのか、加害者が誰になるのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、今日頂いた協議会資料の新しく南三陸町補助金不正流用事案内部事務調査委員会設置ということで規定が書かれていますけれども、この委員会で調査するというわけなんですが、何を調査するのか。代表監査委員がもうほぼほぼ監査されていろいろと情報が提供されているわけなんですけれども、この調査委員会で改めて何を調査するのか、新たな調査事項があるのかどうか。次回、いずれ開催されると思いますけれども、そこで何を調査したいのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初に被害額の関係ですが、これは我々が被害額を出すということではなくて、警察の捜査で被害額というのが最終的には確定となるものだということで、現在はその被害額を警察のほうで調べているといったような状況でございます。また、実際に被害届は正式には出していないものの、もう既に書類等を警察のほうに渡してございますので、年度が10年度間ということもございまして時間がかかるておりますが、内々に調査を進めているという状況でございます。それと、加害者につきましては、当該事案の本人であるということを考えてございます。

それと、内部で設けた調査委員会につきましては、第4条に所掌事項というこ

とで記載してございますが、今回の補助金の交付事務に関する調査ということで、手続論といったものも踏まえて調査することがまず大前提。それを調査結果を基に今度は町の公務員法で規定しております懲戒の処分等の審査にも当たっていくというものです。

●議長（三浦清人君） 倉橋議員。

●2番（倉橋誠司君） その調査内容をまだ私は明確につかめないんですけども、代表監査委員がいろいろ調べてエビデンスがないとかそういった説明がありましたがけれども、そういう書類を改めて探すことになる感じなんですか。それとも、別の視点から調査していくのか。

それと、代表監査委員から勧告という言葉が使われましたけれども、6月会議のその2のほうの2ページ目にあります監査対象課、農林水産課に対して勧告をしたというような感じかなと思いますけれども、勧告に対して書面で何か返答をいはずされるんだと思いますけれども、予定はどのようになるんでしょうか。監査委員の勧告に対してどのような書面で返答する考えがあるのか、その辺をお伺いしたく思います。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初に、調査委員会で何を調査するのかということですが、当然、なぜこういうことが起きたのかと、職員としてなぜこういう事務を取っていったのかと、そういうものも含めて原因を究明すると言ったほうが分かりやすいのかなと思います。その上で、行った行為について懲戒等について審査をしていくということになろうかと思います。

それと勧告につきましては、先ほどちょっと言葉を濁すような形でお話ししましたが、その措置を講ずるとともに、その内容について措置について書面で報告することになるかと思います。ただ、まだ講ずべき行為が全て終わっていないという段階でございますので、その講ずべき行為についてしっかりとした見通しを立てた上で回答をさせていただければと思っております。

●議長（三浦清人君） 星議員。

●11番（星喜美男君） 協議会が被害を受けた相手方は農済だと思うんですが、違いますか。

●議長（三浦清人君） 加害者ですか、訴えるのが。

●11番（星喜美男君） 組合に委託した事業の中で、これの執行がしっかりとなされていないことによってこのようなことが起きたというのは、農済の内部の事業執行がしっかりできていなかつたということになると思うんですが、どうですか。

●議長（三浦清人君） 先ほど、相手方、加害者は誰ですかという質問に対して個人だというお話をしました。今のは個人ではなく農済の団体でないのかというお話をす。その件について、総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほど倉橋議員の御質問にもお答えいたしましたが、いわゆる誰にという部分につきましては、当該事案の本人であると。農済組織全體がこの協議会の事務を担っていたわけではなくて、反復性をもって一個人が繰り返していたという行為でもございますので、あくまでも相手方は当該事案の本人であるという認識でおります。

●議長（三浦清人君） 星議員。

●11番（星喜美男君） 前にももらった資料で、農済の不祥事の報告とおわびということであるんですが、農済としては、今後、弁済請求と刑事告訴を行い、検討、調査するということなんですが、農済は職員の不正に対してそういった請求等ができると思うんですが、協議会としては農済に請求をすべきだと私は思うんですが、どうなんでしょうか。

●議長（三浦清人君） 今の話ですが、町が個人に請求するのではなく、協議会が農済のほうに請求すべきではないかというお話をしました。その辺はどうなんですかという質問です。（「被害を受けているのは……」の声あり）被害は協議会が受けているんだ。町ではないんだ。だから、協議会が農済のほうに請求するべきではないかというお話ですよね。それについて。

○総務課長（及川 明君） 一般論とすれば、見方を、少し視点を変えればそういうお話にもなろうかと思いますが、そもそも協議会の意思を通さずに当該事案本人が各種手続を行ったということをすれば、公金が詐取されたと、いわゆる詐欺という罪に当たるものと考えられますので、逆に町と本人との関係性での届出になろうかとは思います。

●議長（三浦清人君） 星議員。

●11番（星喜美男君） 本人は農済の職員なんですね。そして、その事業の一

環としてこの協議会の事業を請け負ってやっていると思うんです。そうすると、農済全体の執行の事業じゃないかと私は思うんですけども、違いますか。

●議長（三浦清人君） 休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時43分 再開

●議長（三浦清人君） 再開いたします。高橋議員。

●10番（高橋兼次君） 代表監査委員さんはじめ議会の監査委員さん、本当に御苦労さんでございました。大変御苦労なさったと思います。

この監査報告なんですけれども、これを要は町長はじめどのように捉えているか、監査報告。まず、そこからお聞きしたいと思います。

●議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、代表監査委員から監査の内容についていろいろ御説明をいただきまして、代表監査委員、それから後藤監査委員には大変御迷惑をおかけしたということを改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

いろいろ書かれてございますが、もっと簡単なことを言わせていただくと、ここに書いてありますように、過去3度の監査を受けながらその監査の指摘事項を行わなかったということが、この問題のそもそもの原点であるのはそこだろうと思います。まさしく、これは事務執行上のいわゆる不備と言わざるを得ないと考えてございます。そういう意味におきましては、大変御迷惑をおかけしたと考へてございます。

●議長（三浦清人君） 高橋議員。

●10番（高橋兼次君） その前だと思うんだ、この案件が出たのは。総会を開かなかつたことがこれ一番の原因なんだと思うんです。それで、これは会長が招集することになっているんですね、規約の中では。3人の会長ですか、町長まで。なぜ会長が招集して総会を開かなかつたのか。そして、担当課としてただ安易に書類だけ流したというような内容ですよね、これ。協議会あるいは町の担当課が全てにおいて理由はない、ゼロに等しい、そういう内容です。私はそのように見

ました。そうすると、どこに責任が行くのかという、これから流れていくんだと思思いますけれども、これから進めていくに、さっき説明したように警察で今被害金額を調べてもらっているということなんですねけれども、それがはっきりしたとき、解消に動くんでしょう。誰がそれを解消するんですか。今、農済という発言もありましたけれども、これ厳密に、じゃあ基本は協議会でしょう。協議会が協議会の事務をやっていた者に被害を被ったわけだから。その人に請求すべきじゃないですか、協議会が自ら動いて。町がそれをかばって動くというのはちょっと何かストレートに解釈できないんですけども、協議会が主体であるべきだと思います。いかがでしょうか。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほどもこの件につきましては申し上げましたが、総会は開いていない、当然監査もしていない、そういう中で協議会の意思というものを1つも通していない中の不正流用ということを踏まえれば、事案を起こした本人が当然に各種手続を行ったということでございますので、いわゆる詐欺という形で、公金でございますので、町と本人と。協議会は経由していますが、全然意思決定をする機関として成り立っていないということを踏まえますと、町と本人の関係性といったものでのものになろうかと思ってございます。

●議長（三浦清人君） 高橋議員。

●10番（高橋兼次君） また言われたような答弁なんだけれども、何で成り立たないような協議会になったのか、そこはどうなんです。そこには触れないで、成り立たないから町がやるんだというような、それもちょっと何かすっきりしないなと思います。それと、先ほど言っていた協議会そのものを農済に委託していたんですか。それとも、協議会は協議会で南三陸町の鳥獣被害対策協議会で動いていたんですか。そこで今度請求する相手が違ってくるんですか。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほども申し上げましたとおり、受任行為とかという言葉がございましたけれども、委託をしているわけではないんです、農済に対して。あくまでも規約上、事務局としての位置づけを規約上で明記しているということで、それが実際に農済サイドにすれば担当者限りで行われていたといったような返答を監査のときにしているということで、農済そのものは、組織とすれば

その事務局を担っているという認識がないという回答であったということでございます。

ただ、一方で、その協議会の傘下に各地域ごとの防除組織がございました。その防除組織の、具体に申し上げれば歌津地区の防除組織、地上防除を行っていましたけれども、そこについては、別の農済の職員が事務を取っていることについては認識をしていたということでございますので、協議会の傘下の部分は認識していましたけれども、協議会全体での役割というものは農済では認識をしていないといったものが今回の監査では明らかになったという状況でございますので、その当該事案の本人は上部組織の全体の防除協議会の組織の事務局を担っておりましたので、その認識はないということでございましたので、当該事案本人、町との関係性で進めるべきであろうという現時点での考え方でございます。

●議長（三浦清人君） 今野議員。

●9番（今野雄紀君） ちょっと何点か細いことになると思うんですけども、伺いたいと思います。前のときに、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金は、国・県の補助は入っていないというわけで、今回の報告で単費だというんですけれども、その確認を再度させていただきます。

あと今回、この事業の補助金ですけれども、歌津地区では歌津地域農作物病害虫防除協議会でやっていたようです。志津川のほうは当該の南三陸町有害動植物等対策協議会というところが担ったということなんですねけれども、そこで被害額に関してなんですが、最初に4月に頂いた資料では、被害額ではなくて合計額1,860万円と出ていました。そこで確認したいのは、志津川の有害のほうに1,600万円使われていて、歌津のほうに260万円合わせて1,860万円だったのか、その確認をお願いしたいと思います。

なぜかと申しますと、前の協議会でも聞いたんですけども、200万円分の幾ら事業に使ったんだと確認したら、それなりの答弁をいただいたんですけども、農済さんに行って確認してちょっとぼろっと聞いたんですが、全然何もしていなかったということを聞いたので、その事実確認をお願いしたいと思います。

あと今回の件に関して、予算書と決算書にちょっと目を通してみたんですけども、平成29年に当該の補助金が200万円、あと平成30年、同じくこの資料にあるとおり230万円、その中にこの予算とは別に鳥獣被害対策実施隊報酬とか、そ

のほか有害鳥獣埋設場整備40万円とかありまして、同じく平成31年にはこの補助金が230万円、あとそのほかに有害鳥獣被害対策事業補助金100万円とか出ています。毎年のように有害鳥獣埋設場整備委託料40万円ずつ3年連続で出ています。そういった観点からも、今回、この補助事業が果たして必要だったのかどうかということの確認です。なぜならば、農家の人たちから虫などが多くて何とかしてという声がこの10年出てこなかったのか、来ていたのか。もし来ていたとしても、先ほどのような別の科目での対応がなされていたはずだと思いますので、その点、確認お願いしたいと思います。

あと先ほど同僚議員も言ったように協議会の総会が1回もなされていなかったということは、どうしてなされていなかったのか。分かりやすくお願いしたいと思います。

そこで、その総会ですけれども、今回、改正があったということで、そのメンバーは分かったんですが、平成22年度の会長、副会長、監事は誰が務めていたのか、この場でお分かりだったら伺いたいと思います。

次に、規約のほうで伺いたいと思います。今回、4月1日に全部改正になったということですが、この事案が発生していたときに機能していた規約第2条実施体制というのがあるんですけれども、そこに当時、産業振興課に本部を置く、そして農業共済組合追支所に統括事務局という表現があります。その中に、さらに両地区に実践組織というものを置くということなんですねけれども、その実践組織というのは、歌津地区だと先ほど言った部分かもしれないですねけれども、志津川においての実践組織はあったのか、なかったのか、その点確認お願いしたいと思います。

あと細いんですけども、同じ規約の第5条役員、会長1名、副会長2名、監事2名とありますけれども、普通、うちのほうの行政区でもあるんですけども、会計という役員は必要なかったのか、それに代わる役員というのは必要なかったのか。なぜならば、こういった協議会に補助金が直接下りるということで、そのことは大切だったんじゃないかと思いますので、確認お願いしたいと思います。

次に、補助金交付規則。私、何回か目を通してみたんですけども、第11条に状況報告ということがあって町長が報告を求めるということで、もし、その当時会長が町長だったら町長が町長に報告を求めている、実務は違うんでしょうけ

れども、そういう体裁になると思います。そこで、第12条は補助金等の遂行等の命令というか、条件に従って遂行されていないときは、この規則によると町長が遂行の命令を出すということも書いています。同じく第13条には、様式第5号により町長に実績報告の提出ということがあります、これも同じように協議会の会長が町長だったら、同じく町長に実績報告をしているということになりかねないのかどうか、確認お願いしたいと思います。

あと補助金等の返還についても、補助金交付規則にうたっています。そこでは、具体的な協議会に、補助金交付規則に則った場合は今回のような形で返還の手続がなされるのか。先ほどの答弁ですと、個人のほうに返還請求なさるということですけれども、それで果たして補助金交付規則の補助金等の返還に対応できるのか。もしくは、第21条でその他のこともということがあるのでそちらで対応するのか、確認お願いしたいと思います。

あと第18条なんですけれども、帳簿書類の保管ということで5年間というんですが、これ帳簿はあるのか、ないのか、その点だけ確認させていただきます。

あと同じく農山村地域活性化推進対策事業費補助金交付要綱の1条で、町は農林業者等が行う事業に要する経費について当該農業者等に対し交付するということがありますけれども、この当該に、協議会は果たして協議会としての組織は適用していたのかどうか、確認お願いしたいと思います。

あと2条の別表なんですけれども、交付対象経費としていろいろ前の資料の17ページに載っていたんですけれども、その交付対象経費が協議会への対象と少しずれている感があるんじゃないかという思いがしました。これ協議会にするんじゃなくて実働する人たちに補助すべき費用なんじゃないかという思いがありましたので、そのところを、今回改正はなったんですけども、今回の事案が起きたのは改正後じゃなくて改正前なので、その改正前のときはどのような感じだったのか伺いたいと思います。

あと3条も同じ、受付の申請なんですけれども、町長に提出、そしてそれも町長が受けていたということなんですが、そこで今回のこういった事案がなされたのは、私がもしという、例えばの話はあれなんですけれども、町長が受けて町長の決めたということに対して、下手にある程度薄々、職員としてかどうか分からぬですけれども、分かっても、内部告発というんですか、そういうことはえ

てして起こりづらかったんじやないかという思いもあるんですけれども、その点どうだったのか確認させていただきたいと思います。

あともう二、三点だけ。当協議会に、実は警察の生安課の方もメンバーに入っています。そこで、協議会に警察が入っているということは、普通だと議会でも工事の発注とかがあった場合、関連の議員の方は退席とかあるんですが、今回の協議会に関しては、同じ協議会に入っているメンバーの警察の方が、同じ警察管轄内の警察の方が捜査というか調査をしていて、私も警察に聞きに行つたんですけども、公明正大というか、大丈夫だというようなことは言っていたんですけども、ただ世間の目というか、そこはどうなのか。普通ならば、佐沼は佐沼で同じ共済に関わっているので、近隣の土地か別のほうにお願いするという慎重さも必要じゃないかと思ったんですが。ちなみに、佐沼署のほうは、今回の事案、ある程度迅速にというか決めて、逆に農済さんの志津川のほうが十分というか慎重過ぎるということも言っていましたので、その点、確認させていただきます。

●議長（三浦清人君） 答弁は、補助金の不正流用事案についての質問の答弁だけでよろしいですから。農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） それでは、一番最初だったと思うんですけども、国・県の補助は入っているのか、いないのかということなんですかけども、これは以前もお答えしましたとおり一般財源でございます。

あと歌津協議会と志津川協議会のという話なんですが、これも以前お話ししたとおり、先ほどもちょっとトータル的な金額ということで1,860万円というお話をしましたけども、支出自体は平成22年度から平成31年度までは1,860万円であったという回答にさせていただきたいと思います。

それと、その中で有害鳥獣対策のほうで40万円とかそういう金額が出てきたわけなんですけども、そちらについてはこの協議会を通さず直接実施しているという内容でございます。

あとは農家からの問合せ等々、防除等々必要じゃなかったのかというようなお話をあったかと思うんですけども、今は確かに今回の不正事案についてはそういった内容の補助というようなことで支出もしているところなんですが、特に問合せはございません。反面、それぞれ地区、地区で個別防除をやっていることですので、その関係で特に問合せ等々もなかったのかなと感じております。

あと平成22年度の会長、副会長はという話なんですけれども、今手元にあるのは、会長については産業振興課長だったと。副会長については今手元に資料がございません。

あとは規約の会長、副会長、監事のほかに会計もという話だったんですけれども、会計については事務局でという考え方の下、やってございます。

以上でございます。

●議長（三浦清人君） よろしいですか。まだあるの。

○総務課長（及川 明君） 補助金交付規則等々で町長が町長にといったような御質問が主であろうかと思いますが、前にも御説明いたしましたが、いわゆる双方代理に関する質問という形になろうかと思います。その定めに触れないように町といたしましては事務の委任及び補助執行に関する規則を定めておりまして、町長を代表とする相手方との契約、補助金の交付などといった部分につきましては、そういう手続行為につきましては副町長に委任して執行しているということで問題はなかろうかと思います。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ちょっと漏れていきました。警察署で、佐沼か南三陸かといったような御質問がありましたけれども、そこは私どもが答えるべき立場にはございませんので、御了承いただければと思います。

●議長（三浦清人君） これに関係あることから言ってください。今野議員。

●9番（今野雄紀君） 細いこと聞き過ぎたみたいで。今後といふいろいろ対策を取っていくんでしょうけれども、今回、私もこういった細いこと言うぐらいなんですが、いろいろ調査していくにつれて、何か今回の流用した方が、この場で言うのもあれなんですけれども、変な話、逆にどっちが被害者だったのかという思いも私してきました。当然、取ったものは悪いというのは誰があれしても悪いんですけども、ただ、その中で先ほどの答弁にもあったように、例えば、金庫があってその上に鍵を置いていたとか、あと例えば、財布があって札を出したまま置いておいて、それが何年も続けて補充になっていたというような感じも受けましたので、今回、この事件に関して、先ほどの前議員の質問でもあったんすけれども、どこが誰に請求するのか、そのところを今後あれしていっていただきたいと思います。

ちなみに、詐欺じゃないかという答弁あったんですけれども、協議会の意思を無視してという答弁がありました。協議会の意思が、流用しないでくれよという意思が發揮できていた場があったのか、なかったのか、そこも今回のあれで重要なと思います。私、弁護士でもなんでもないんですけど。そういうことですので、再度確認したいのは、前議員も聞いたような今回の請求は誰にするのか、その辺伺いたいと思います。

●議長（三浦清人君） 何回も話しているんだ、個人へ出すと。個人に請求するというか、被害届を今出していると、警察に。それ聞きました。被害届を警察に、まだ出していないな、提出しようとして相談しているということだ。

●9番（今野雄紀君） 警察に被害届、刑事告訴するかどうかを相談するために書類を全部警察に渡したと。

●議長（三浦清人君） 刑事告発まで話進んでいるの。違うでしょう。あくまでも被害届を提出するか、しないかという今相談していると思ったんだ、さっきの話だと。要するに、今、そういう段階です。

●9番（今野雄紀君） ですから、書類を全部出して警察の方に確認、調査、そういうことをしていると聞いたので。………… 話戻りますけれども、やっぱり関係があるあれだとそれなりの配慮が必要じゃないかという思いで……。

●議長（三浦清人君） 何の配慮。あなたの個人的な思いは分かるんだけれども、今は協議会でこの事案についての聞きたいことを。いろいろな配慮が必要じゃないかという質問なの。

●9番（今野雄紀君） いや、違います。

●議長（三浦清人君） 違うんでしょう。

●9番（今野雄紀君） ただ、協議会としてメンバーに入っているという……。

●議長（三浦清人君） 何かある、今の話で。それはあくまでも個人への請求を考えて被害届を検討しているということでしょう、さっきも何回も言っているように。そういうことです。後藤議員。

●5番（後藤伸太郎君） 手短なほうがいいほうがいいですね。2点ほど。団体側にそもそも書類があまり残っていないというような最初のお話がありましたよね。書類が残っていないなら、すぐに見抜けたんじゃなかったのかという議論が大分過熱しているなと思うんですけども、見抜けないぐらい巧妙に隠したのかとい

うあたりについては、何か言える範囲で情報などあるんでしょうか。要は、何か先ほど金庫の上に鍵が置いてあって誰でも魔が差すのはしようがないんじゃないかなみたいな話もありましたけれども、果たして本当にそういう状況だったのか。見抜かれないようにどのように報告書の類を不正に作ったのか。その辺、今言える範囲か言えない範囲か分かりませんけれども、聞いておきたいなと思いますので、その点1つ。

あと以前にもありました、この補助金に限らずあらゆるほかの補助金についても、そういう不正な流用であるとかそういう温床になり得る事務執行の現状があるんじゃないかなという疑念は当然持たれてしまうと思いますので、そこをどうやって払拭していくのかということが今後必要になってくると思いますけれども、それについて現段階で考えている対策、まとまっていないということだと思いますが、意気込みみたいなものはまず聞いておかなければいけないと思いますが、いかがですか。

●議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（及川　明君）　最初に、見抜けなかったかという部分につきましては、確かに総会をやっていないということでひとつ内部統制が取れていなかつたと、ガバナンスがしっかりしていなかつたということは確かかと思います。

ただ、一方で、添付書類に通帳の写し等をつけて出している年度もございました。その通帳は偽造されていたということで普通に見るからには分からないと、数字の細かい部分のくせまで見ないと分からない状態で偽造されていたということでございますので、全てが偽造という形になるかどうかは別として、そういう巧妙なやり方をしていたことも事実でございます。今後、警察の捜査でその点も明らかになるのかなと思います。

それと、もう一つは監査の指摘でもございましたが、いわゆる内部統制という部分が非常に欠落しているということで、町といたしましても各種団体事務について取扱要領を定めました。全職員に周知しておりますが、7月1日付で施行という形にはいたしますけれども、その中で、確認といいますか調査できる権限を私の職に与えていただいていると。ですので、今後は私の職権で各種団体について同じような事例がないかどうかも含めて調査を進めていくということで、内部の牽制行為も少し高めていきたいと思っております。

●議長（三浦清人君） 後藤議員。

●5番（後藤伸太郎君） 分かりました。1点目は非常に重要なところかなと思います。2点目のほう、疑念の払拭もそうですけれども、信頼が失墜してしまったということは当然言えるわけで、それをどう取り戻していくかということももちろん大事なんですが、せっかくなのでこの場であえて逆のことを言わせていただきたいんですけども、各種団体が一生懸命町のため、町民のために熱心に活動されている団体というのはいっぱいあるわけです。そこにとっては、町からの補助金というものは非常に大切なものであって、助かるありがたいものもあると思うんです。こういったことが起こると補助金が出しづらくなったり、必要以上にあれも出せ、これも出せと、おたくのところはちゃんとやっているのかどうか調査させると、必要ならやればいいんですけども、というところまで踏まえて、含めて、要は厳しくなり過ぎるのも、私は逆によくないんじゃないかなと思います。なので、これはちゃんとやらなきゃいけないよねと、それは今まで取りこぼしていたところなんだからここは改めると。ただ、そうでないところまで、あつものに懲りてなますを吹くようなことまではすべきではないんじゃないかなとも思いますので、その線引きをしっかりとやっていただきたいと思いますが、どのように考えますか。

●議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） あくまでも任意団体の会計事務ということで、町がどうしても業務に必要性を持って取り扱っている各種任意団体の事務についてのお話をさせていただきました。補助金等につきましては、そもそも補助金というのは何なのかといったような取扱いも含めて、もう少し考え方を整理した上で交付をしなさいといったような通知を差し上げておりますが、それが直接的に団体の補助金の額を下げると言っていることではなくて、適正な運用をしてほしいということに主眼を置いた通知でございますので、そこはそうならないようにといいますか、主眼はまるっきり違いますので、しっかりと内部的な取扱いについて法令遵守という考え方を持っていただくという目的でございます。

●議長（三浦清人君） よろしいですか。山内議員。

●13番（山内孝樹君） 1点お伺いをしたいと思います。まず、監査の報告をしていただきました監査委員お二方には本当に御苦労さまでした。

確認ですが、この協議会に当たって平成22年の会長の確認のお伺いがありました。それに伴いまして、平成23年から平成28年、その他町長が平成30年までということで協議会のか表等を連ねておりますが、この監査の中で、2ページにあります関係職員から事務処理状況等について聞き取りを行ったという報告を受けました。これまでの協議会の会長をされていた職員方も、この中の職員の一人一人として聞き取りの対象になっていたのでしょうか。

●議長（三浦清人君）　局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君）　この関係職員とは、現在の農林水産課長、そして農林業振興係長、そして総務課長補佐、以上3名でございます。過去に会長等を務められていた者を聞き取りの対象にするかどうかといった点につきましては、現在の担当課長において過去にさかのぼって調査をしている限りにおいて、現在の農林水産課長及び担当係長等から聞き取ることが最も効率的であろうという判断から、さよう対応させていただいたというものです。

●議長（三浦清人君）　ほかになければ、以上で質疑を終了したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

質疑を終了いたします。

それでは、今後の議会としての対応についての御意見等があれば伺いたいと思います。

それでは、議長のほうから提案をさせていただきたいと思うんですが、この件に関しましては議長除く全員による特別委員会を設置したいと考えておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（三浦清人君）　では、特別委員会を設置することといたします。

次に、その他に入ります。事務局から。

○議会事務局長（男澤知樹君）　御苦労さまです。6月29日に臨時会議を10時に予定しております。案件といたしましては、先日可決されました要望書を国土交通省に提出すべく、8月2日に副議長、そして産業建設常任委員会委員長を派遣する旨の本会議での議決について、これを10時から行うということが1点。本会議が終了した後、同日、全員協議会が予定されております。南三陸町地方卸売市場経営戦略案について当局が説明をしたいというものです。明日、案内

通知を発送させていただきます。

そして、ただいま確認されました特別委員会につきましては、本会議での議決が必要でございます。一般的なことを申し上げます。11月5日が議会議員の任期でございます。この特別委員会は、11月6日になりますと設置をしても自動的に廃止されるものでございます。非常に期間が短い中での特別委員会になろうかと思われます。提出議員でございますが、本件事案は産業建設絡みでございまして、一般的には提出議員は産業建設常任委員長、そして総務、民教、議運の各委員長が賛成者といった形の議案になろうかと思います。この議案につきましては、非常に期間が短い中でということになりますので、6月29日に議員提出議案という形で上程をされることが適當なのかなということは申し上げさせていただきます。

加えてなんですけれども、委員長、副委員長をその日のうちに決めなくてはならないということでございます。議長、大変恐縮でございますが、できればこの場で正副委員長の候補者について御検討をお願いしたいと思います。

7月11日まで新型コロナのまん延防止期間が延長されましたので、7月11日まで出張等でやむを得ず対象地域に行かれた場合は、翌日から1週間は議会の会議への出席は自粛することとする旨を議長と確認しております。

正副委員長の候補者についてよろしくお願ひします。

●議長（三浦清人君） それでは、特別委員会の委員長、副委員長なんですが、これも議長のほうから提案させていただきたいと思います。委員長には副議長、副委員長には産建委員長にお願いしたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、そういうふうに決めたいと思います。

それから、特別委員会の名称については、議長と事務局のほうに任せてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）

分かりやすいようにしたいと思います。

ほかになければ、以上をもって全員協議会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時32分 閉会